

事業概要

令和 6 年度



大分県食肉衛生検査所

目 次

I 食肉衛生検査所の概要

1	沿 革	1
2	組 織	2
3	職 員	2
4	業 務	3
5	事務分掌	3
6	勤務時間	3
7	施 設	4
8	と畜検査手数料・証明料収入（令和5年度）	5

II 検査事業の概要

1	と畜検査頭数	6
2	検査結果に基づく行政措置	7
3	精密検査の状況	8
4	牛海綿状脳症（BSE）検査の状況	9
5	講習会実施状況	9
6	令和5年度「と畜検査データ等の有効利用」の概要	10
7	食肉等の輸出状況	10
8	アメリカ合衆国向け輸出食肉認定に対する取組	12

III 研修・調査・研究

1	職員研修等の状況	14
2	令和5年度における研究発表	14

IV 参考資料

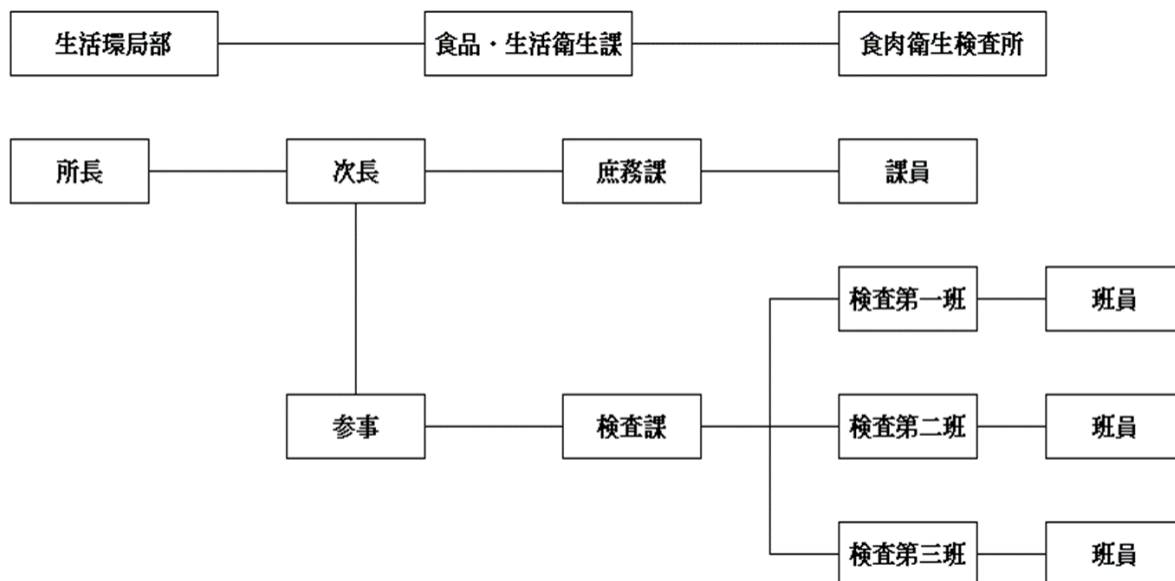
1	県内のと畜場	15
2	株式会社 大分県畜産公社の概要	16
3	大分県内家畜飼養戸数及び飼養頭数の推移	17

I 食肉衛生検査所の概要

1 沿革

昭和	44. 3	県議会において食肉衛生センター構想を提起
	45. 5～7	と畜場統廃合方針策定
	46. 12	食肉センター建設推進委員会設置
	47. 2. 8	食肉センター建設推進委員会が建設事業実施の基本事項を決定
	49. 7. 8	食肉流通センター建設に伴う犬飼町地域開発対策班事務局設置
	50. 1.24	造成工事着手
	12. 15	食肉流通センター建設事務局設置
	51. 5. 12	大分県食肉流通センターとして、一般と畜場の許可
	52. 2. 1	大分県畜産流通センター建設事務局に改組
	4. 1	大分県食肉衛生検査所開所、大分県畜産流通センター操業開始
	8. 16	大分県食肉衛生検査所建設工事着工
	53. 1. 12	〃 完成
	3. 30	大分県畜産流通センター工事完成
	4. 1	大分県食肉衛生検査所開所、大分県畜産流通センター操業開始
	56. 5～9	多目的ホール等の増築
	59. 4. 1	大分県畜産流通センターが(株)大分県畜産公社に組織変更
平成	5. 9～11	防水・外壁改修及び食鳥精密検査室設置
	12. 3. 31	(株)大分県畜産公社 大動物処理施設改善
	13. 10. 18	牛海綿状脳症 (B S E) スクリーニング検査開始
	14. 3. 31	(株)大分県畜産公社 小動物処理施設改善
	16. 3. 23	B S E 検査室設置
	11. 28	(株)大分県畜産公社 検査室設置
	23. 1～7	外壁改修及び空調設備改修
	24. 1. 31	(株)大分県畜産公社 ISO22000:2005 取得
	25. 2. 14	タイ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場認定
	3. 27	マカオ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場選定
	7. 1	B S E 検査月齢引上げ (48 月齢超) に伴い B S E 全頭検査廃止
	26. 3. 27	ベトナム向け輸出食肉施設登録
	12. 16	(株)大分県畜産公社 新病畜棟着工
	27. 7. 21	(株)大分県畜産公社 新一般畜処理棟着工
	28. 7. 13	〃 竣工
		サルモネラ検査室・洗濯室設置
	28. 8. 22	(株)大分県畜産公社 新一般畜処理棟稼動
	28. 10. 24	マカオ向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場選定 (新工場)
	28. 11. 1	タイ向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定 (新工場)
	29. 1. 4	ベトナム向け輸出食肉施設登録 (新工場 以下同様)
	29. 1. 4	ミャンマー向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場認定
	29. 9. 22	台湾向け輸出牛肉を取扱と畜場及び食肉処理場認定
	31. 4. 5	アメリカ (※)、オーストラリア向け輸出牛肉及びカナダ、香港向け輸出食肉取扱と畜場及び食肉処理場認定
		※併せてニュージーランド向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場の要件に適合
	31. 9～R2. 2	食肉衛生検査所庁舎改修
令和	1. 10. 7	シンガポール向け輸出食肉取扱と畜場及び食肉処理場認定
	2. 10. 15	フィリピン向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定
	5. 2. 13	(株)大分県畜産公社とと畜場開場時間等に関する覚書締結
	5. 4. 1	と畜検査申請等の電子手続開始
		と畜検査業務に合わせた特別勤務形態を導入
	6. 3. 6	メキシコ向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定

2 組 織



3 職 員

(1) 職員の構成

令和6年4月1日現在

職名	職種	事務		技術 (獣医師)		計		非常勤職員 (事務)	非常勤職員 (獣医師)	総計
		事務	技術	計	非常勤職員	非常勤職員				
現員	所長	0	1	1	0	0	25	0	0	
	次長	1	0	1	0	0				
	参事	0	1	1	0	0				
	庶務課	1	0	1	1	0				
	検査課	0	17	17	0	3				
	計	2	19	21	1	3				

(2) と畜検査員配置状況 (計22人)

所長	参事兼 検査課長	課員		非常勤職員
		検査第一班	6	
		検査第二班	5	3
		検査第三班	6	

検査室配置状況 (再掲)

検査室	配置人員
微生物	5
病理・特定化学	4
理化学・BSE	4

4 業 務

- (1)と畜場法に基づき、食用に供する目的で搬入された獣畜について、生体検査、解体前及び解体後検査に加え、必要に応じ科学的な精密検査を実施する。
- (2)検査の結果、食用として不適と判断された場合、又はとさつ・解体によりウイルスを伝染させる恐れがあると認められた場合には、と畜場設置者等にとさつ・解体の禁止、廃棄等の必要な措置を講じさせること。
- (3)と畜場の清潔保持及びと畜業者等の講ずべき衛生措置の実施状況を検査し、その結果に基づき、と畜場設置者等に対し公衆衛生上の必要な措置を講ずるよう指導する。
- (4)と畜場の施設内において、食品衛生法に基づく監視指導及び収去を行い、その結果に基づき、と畜場設置者等に対し公衆衛生上の必要な措置を取るよう指導する。
- (5)農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律、各国向け輸出食肉の取扱要綱に基づき、と畜検査、検印の押印、食肉衛生証明書の発行を行い、認定施設の衛生管理の検証を行う。
- (6)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、保健所が実施している食鳥検査に係る微生物学的検査等の精密検査を行う。
- (7)人と動物の共通感染症や獣畜の疾病等について調査、研究を行う。

5 事務分掌

(大分県地方機関事務分掌規程(抄))

第11条 食肉衛生検査所の各課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

課 名	事 務 分 掌
庶 務 課	<ol style="list-style-type: none">1 公印の管守に関する事2 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事3 職員の身分及び服務に関する事4 庁舎等の維持及び管理に関する事5 予算の執行に関する事6 現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事7 諸収入の徴収に関する事8 県有財産の維持及び管理に関する事9 その他他課の所掌に属さない事
検 査 課	<ol style="list-style-type: none">1 獣畜のとさつ及び解体の検査並びに検印に関する事2 獣畜(食鳥を含む。)のとさつ及び解体の検査に係る微生物学的、病理組織学的及び理化学的試験検査に関する事3 と畜場に係る指導監督に関する事4 人畜共通伝染病及び獣畜(食鳥を含む。)の異状疾病の調査等に関する事

6 勤務時間

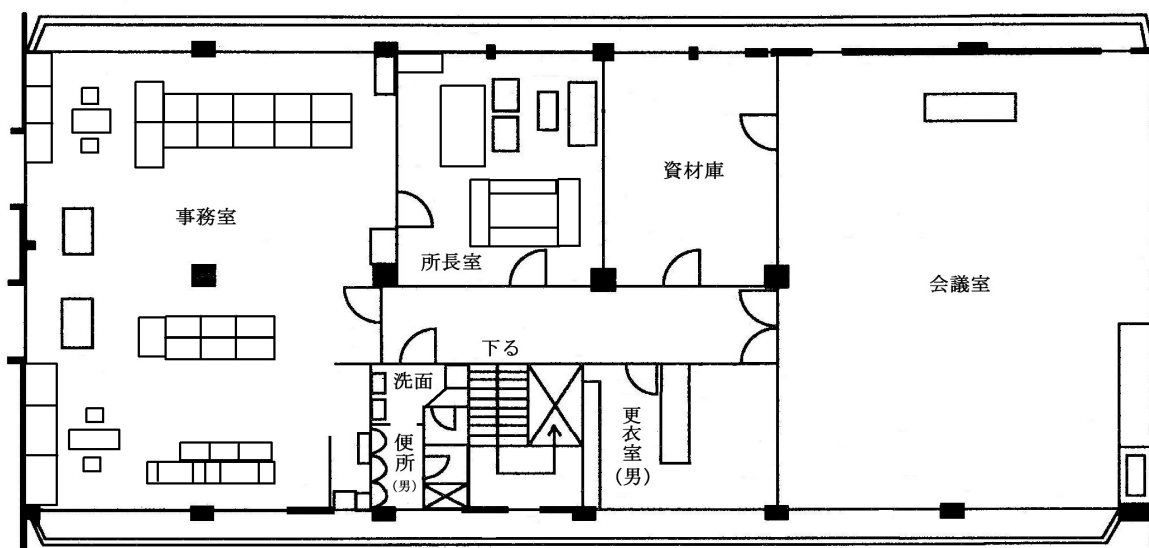
特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程に基づき、令和5年4月1日からと畜検査業務に合わせて通常の勤務形態8時30分～17時15分その他、特別勤務形態として①6時45分～15時30分、②7時45分～16時30分の勤務形態を導入し、職員の健康維持を図っている。

7 施 設

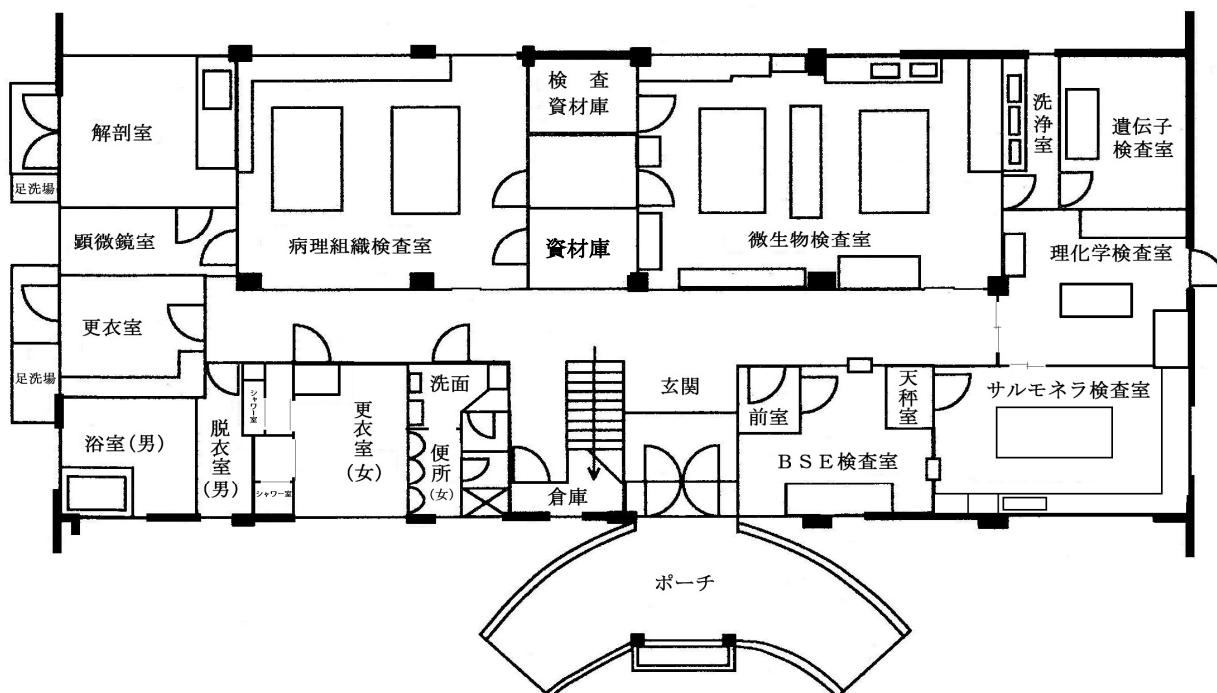
敷 地		3,463.66 m ²
建 物 (本 館)	構 造	鉄筋コンクリート造り 2階建
	床 面 積	770.40 m ²
付 属 建 物 (機 械 棟)	構 造	鉄骨造スレート葺 平屋建
	床 面 積	68.37 m ²
延 べ 床 面 積		838.77 m ²
建 設 費		150,006 千円

○検査所平面図

2階



1階



8 と畜検査手数料・証明料収入（令和5年度）

項 目		手数料（円）	最終決算額	
			頭 数	金額（円）
牛	150kg 以上	650	6,403	4,161,950
	150kg 以上（時間外）	1,300	951	1,236,300
	150kg 未満	350	20	7,000
	150kg 未満（時間外）	700	0	0
馬	150kg 以上	650	2	1,300
	150kg 以上（時間外）	1,300	0	0
	150kg 未満	350	0	0
	150kg 未満（時間外）	700	0	0
豚	時間内	330	143,845	47,468,850
	時間外	660	4,986	3,290,760
めん羊 山羊	時間内	350	120	42,000
	時間外	700	3	2,100
と畜検査関係手数料 計			156,330	56,210,260
証明料	と畜証明料	400	492	196,800
	輸出衛生証明料	400	836	334,400
証明料 計			1,328	531,200
収 入 計			157,658	56,741,460

と畜検査手数料（平成18年4月1日改正）

証 明 料（平成8年4月1日改正）

II 検査事業の概要

1 と畜検査頭数

(1) 令和5年度総検査頭数

156,330頭で、前年度より16,026頭(11.4%)の増加。平成30年度と比較すると35,920頭(29.8%)の増加となるなど年々増加している。

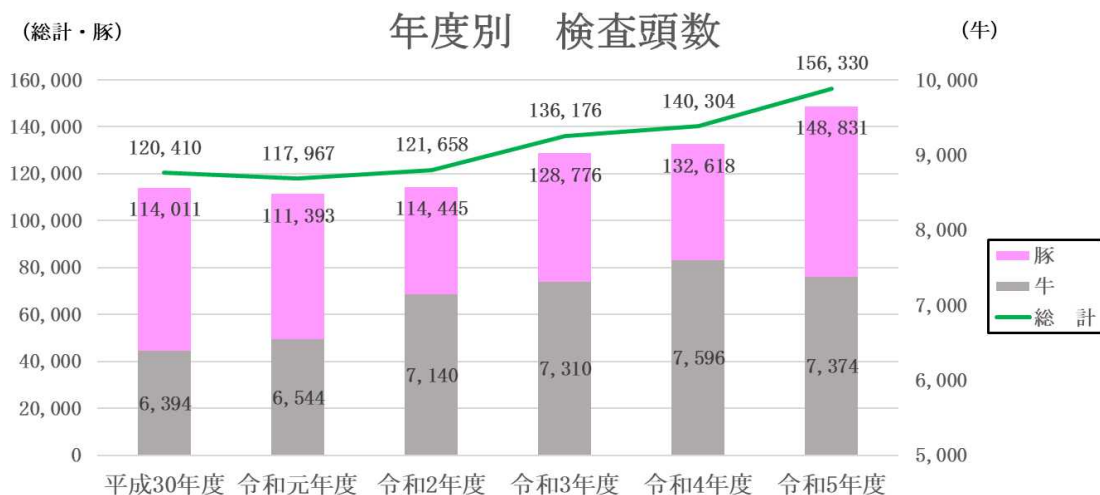
(2) 畜種別検査頭数

牛7,374頭、豚148,831頭、馬2頭、めん羊・山羊123頭で、総検査頭数に占める牛、豚の割合は、牛が4.7%、豚が95.2%であった。

年度別 検査頭数 (平成30年度～令和5年度)

(単位：頭)

年度	前年度比	総計	牛	豚	馬	めん羊・山羊
平成30年度	+6.9%	120,410	6,394	114,011	3	2
令和元年度	-2.0%	117,967	6,544	111,393	2	28
令和2年度	+3.1%	121,658	7,140	114,445	1	72
令和3年度	+11.9%	136,176	7,310	128,776	2	88
令和4年度	+3.0%	140,304	7,596	132,618	1	89
令和5年度	+11.4%	156,330	7,374	148,831	2	123



令和5年度 月別検査頭数

(単位：頭)

	総計	牛	豚	馬	めん羊・山羊
4	13,239	631	12,592	0	16
5	12,768	578	12,183	0	7
6	12,262	596	11,659	0	7
7	12,274	750	11,513	0	11
8	12,574	488	12,081	0	5
9	12,233	576	11,648	0	9
10	13,673	668	12,996	0	9
11	14,183	667	13,506	0	10
12	13,403	592	12,798	1	12
1	13,368	573	12,784	0	11
2	13,009	609	12,387	2	11
3	13,345	646	12,684	0	15
計	156,330	7,374	148,831	2	123
前年度 対比(%)	111.4	97.1	112.2	200.0	138.2

(3) 病畜の検査状況

病畜とは、起立不能、歩行困難等の異常があるなど、何らかの疾病が疑われると獣医師や畜主が判断し、病畜と室で処理をした家畜を対象としている。

令和5年度の病畜頭数は565頭（総検査頭数の0.3%）で、その内訳は、牛554頭（牛検査頭数の7.5%）、豚4頭（豚検査頭数の0.002%）、馬1頭（馬検査頭数の50.0%）めん羊・山羊7頭（めん羊・山羊検査頭数の5.6%）であった。

（単位：頭）

年 度	病畜 頭数	内 訳			
		牛	馬	豚	めん羊・山羊
令和5	566	554	1	4	7
令和4	683	678	1	2	2
令和3	705	694	1	5	5

2 検査結果に基づく行政措置

とさつ禁止及び全部廃棄を行った総頭数は628頭（牛219頭、豚409頭）で、前年度に比べ232頭増加（牛32頭増加、豚200頭増加）した。

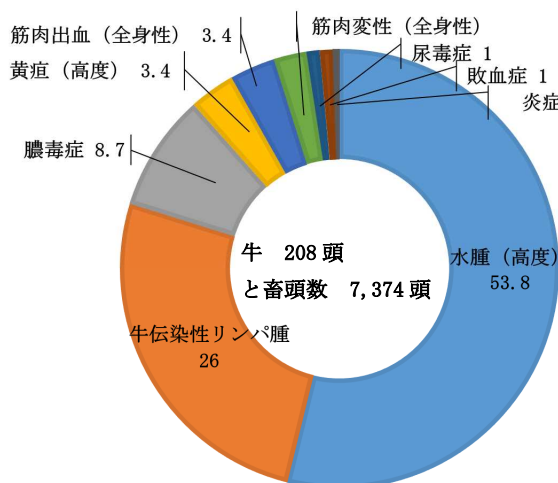
(1) 令和5年度 とさつ禁止措置の状況 （単位：頭）

とさつ禁止頭数(計18頭)	とさつ 禁 止 措 置 の 主 な 疾 病
牛 : 11頭	牛伝染性リンパ腫(4)、尿毒症(6)、膿毒症(1)
豚 : 7頭	膿毒症(6)、豚丹毒(蕁麻疹型)(1)

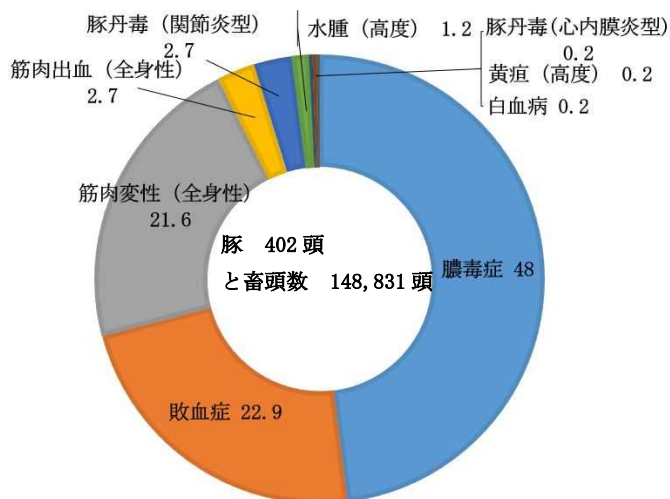
(2) 令和5年度 全部廃棄措置の状況 （単位：頭）

全部廃棄頭数(計610頭)	全 部 廃 棄 措 置 の 主 な 疾 病
牛 : 208頭	水腫(高度)(112)、牛伝染性リンパ腫(54)、膿毒症(18)、黄疸(高度)(7)、尿毒症(2)、筋肉変性(全身性)(5)、敗血症(2)、筋肉出血(全身性)(7)、炎症(全身性)(1)
豚 : 402頭	敗血症(92)、膿毒症(193)、筋肉変性(全身性)(87)、筋肉出血(全身性)(11)、黄疸(高度)(1)、白血病(1)、豚丹毒(関節炎型)(11)、豚丹毒(心内膜炎型)(1)、水腫(高度)(5)

【牛の全部廃棄頭数】



【豚の全部廃棄頭数】



3) 牛、豚の年度別行政措置の状況

() 内は検査頭数に占める%

(単位：頭)

年度	牛				豚			
	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
令和5	7,374	11	206	5,184	148,831	7	402	89,967
		(0.14)	(2.7)	(70.3)		(0.004)	(0.27)	(60.4)
令和4	7,596	7	180	5,744	132,618	7	202	89,633
		(0.09)	(2.4)	(75.6)		(0.005)	(0.15)	(67.6)
令和3	7,310	5	183	5,265	128,776	19	254	84,829
		(0.07)	(2.5)	(72.0)		(0.01)	(0.2)	(65.9)

3 精密検査の状況

(1) と畜検査に伴う精密検査

生体検査及び解体後検査において、肉眼所見だけで診断が困難な疾病については、微生物、病理、理化学及び血液検査を実施し疾病等の判定を行った。

(単位：件)

精密検査	検査件数	措置の内容			とさつ禁止・全部廃棄 措置の主な疾病
		とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	
微生物	181	—	103	75	敗血症、豚丹毒
病理	54	—	54	0	牛伝染性リンパ腫、豚白血病
理化学	35	7	8	20	黄疸、尿毒症
血液検査	572	4	—	—	牛伝染性リンパ腫
計	842	11	165	95	

(2) 食肉の食中毒菌等検査

HACCP システムを遵守しているかを評価・検証することを目的として、輸出食肉認定施設における検査実施要領に基づき、牛枝肉の STEC (腸管出血性大腸菌 026, 045, 0103, 0111, 0121, 0145, 0157) 検査およびサルモネラ検査を 164 検体実施した結果、STEC 及びサルモネラ菌は全て未検出であった。

(単位：件)

検査項目	検体数 (検出数)
STEC	24 (0)
サルモネラ菌	140 (0)
合計	164 (0)

(3) 食肉中の残留動物用医薬品検査

とさつ・解体された牛、豚、馬、めん羊・山羊の残留抗菌性物質の検査を 449 検体実施した結果、検査項目について違反したものはなかった。

(単位：頭)

検査内容	牛	豚	馬	めん羊・山羊	総計
簡易検査	392	53	1	3	449

4 牛海綿状脳症（BSE）検査の状況

BSE 検査は、平成 13 年 10 月 18 日から県内でと畜処理されるすべての牛について実施してきたが、改正省令により、平成 25 年 7 月 1 日からは検査対象月齢を 48 ヶ月齢超の牛へと引き上げ、さらに平成 29 年 4 月 1 日には健康と畜牛の検査を廃止した。現在では、生体検査において異常行動又は神経症状を呈する牛のみを検査対象としている。

令和 3 年度以降の検査頭数は 0 頭で推移している。

年度別 BSE スクリーニング検査状況 (単位：頭)

年度	検査頭数	内 訳	
		(株)大分県畜産公社	大分県農協食肉センター
平成 13	3,715	3,231	484
14	10,145	8,832	1,313
15	10,105	8,838	1,267
16	10,015	8,844	1,171
17	9,971	8,892	1,079
18	8,654	7,609	1,045
19	8,336	7,482	854
20	10,101	9,264	837
21	9,388	8,681	707
22	8,454	8,454	平成 21 年度に廃止
23	7,277	7,277	—
24	6,474	6,474	—
25	2,236	2,236	—
26	737	737	—
27	975	975	—
28	1,014	1,014	—
29	166	166	—
30	21	21	—
令和元	7	7	—
2	2	2	—
3～5	0	0	—
計	107,793	99,036	8,757

5 講習会等実施状況

令和 5 年度は、(株)大分県畜産公社の職員に対し、対米認定に基づく衛生基準を遵守できるように衛生講習会を開催した。また、視察者や獣医師のインターシップ等で研修や説明を行った。

講習会等名称	回数	参加人数	対象者
衛生講習会	7	173	(株)大分県畜産公社職員等
視察者、公社見学者への説明	4	55	他県職員、小学生
獣医師インターシップ	5	6	獣医大学生
合計	16	234	—

6 令和5年度「と畜検査データ等の有効利用」の概要

(1) と畜検査情報管理システム

食肉衛生検査所で行う「と畜検査」の情報を専用の端末から入力し、検査情報を管理するシステムであり、業務の効率化と疾病情報のデータ化を実施している。

ア と畜検査業務の効率化

- と畜検査における疾病情報の正確な入力
- と畜現場における検査員間の迅速な疾病情報の共有
- と畜検査結果等の通知書作成における事務作業量の低減

イ 疾病情報のデータ化

- 検査データを生産者別に集計可能
- 多年度の過去データが利用でき、長期的な疾病発生率の把握が可能

(2) と畜検査情報管理システムを利用したフィードバック事業

ア 豚検査データおよび格付データのフィードバック

農場における生産性向上及び疾病対策を目的として、疾病発生状況を月毎にグラフを作成して見える化したデータを提供している。

〔提供先〕

- ・県内4家畜保健衛生所（フィードバック希望生産者22戸）
- ・農林水産研究指導センター畜産研究部
- ・フィードバック希望生産者：13戸

イ 牛検査データおよび格付データのフィードバック

大分県産牛の安全性及び品質向上を目的として、牛の疾病データに加えて格付データを提供している。

〔提供先〕

- ・県内3家畜保健衛生所（フィードバック希望生産者34戸）
- ・北部振興局（フィードバック希望生産者2戸）
- ・農林水産研究指導センター畜産研究部
- ・全国農業協同組合大分県本部
- ・フィードバック希望生産者：5戸
- ・診療獣医師3名（対象農家7戸）

ウ フィードバック連絡会議

畜産振興課及び各家畜保健衛生所とWEB会議を開催し、データの活用方法等について協議を実施した。

7 食肉等の輸出状況

(1) 食肉

㈱大分県畜産公社は、平成25年2月にタイ向け輸出牛肉取扱施設の認定、同3月にマカオ向け輸出牛肉取扱施設の選定、平成26年3月にベトナム向け輸出食肉取扱施設に登録された。

また、平成28年7月には、新と畜場が完成し、10月にマカオ、11月にタイ、平成29年1月にベトナム及びミャンマー、9月に台湾、平成31年4月にアメリカ（※）、カナダ、香港、オーストラリア、令和元年10月にシンガポール、令和2年10月にフィリピン、令和6年3月にメキシコの認定を受け（※併せてニュージーランド向け輸出要件を満たす）、これまでにアメリカ、香港、オーストラリア、タイ、マカオ、台湾、シンガポール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、カナダに対し輸出を行った。

輸出にあたって「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続き規定」に基づき当所が衛生証明書の発行を行っており、輸出品量の増加に伴い証明書の発行件数も伸びている。そのため、証明書の発行の電子化により迅速化を進めている。

(2)副生物

株式会社大分県畜産公社は、昭和 55 年 4 月に大分県知事から「対香港輸出と畜場(豚のみ)」に選定され、新と畜場についても、引き続き選定されており、香港向けに豚の胃、尾、耳、足の輸出、また令和 2 年度からマカオに足の輸出を行っている。

輸出にあたって「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続き規定」に基づき当所が衛生証明書の発行を行っている。

各国認定状況（新工場）

認定日	認定国
平成 28 年 7 月	新と畜場完成
平成 28 年 10 月	マカオ向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 28 年 11 月	タイ向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 29 年 1 月	ベトナム向け輸出食肉取扱施設の認定 ミャンマー向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 29 年 9 月	台湾向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成 31 年 4 月	アメリカ（※）、オーストラリア向け輸出食肉取扱施設の認定 カナダ、香港向け輸出牛肉取扱施設の認定
令和元年 10 月	シンガポール向け輸出食肉取扱施設の認定
令和 2 年 10 月	フィリピン向け輸出牛肉取扱施設の認定
令和 6 年 3 月	メキシコ向け輸出牛肉取扱施設の認定

※併せてニュージーランド向け輸出牛肉取扱施設の要件を満たす

食肉輸出状況（牛）

令和 5 年度は新たにカナダに 263kg（証明 3 件）とミャンマーに 147kg（証明 3 件）の輸出を行った。

年度		米国	香港	豪州	タイ	マカオ	台湾	シンガポール	フィリピン	ベトナム	合計
平成 30	総重量 (Kg)	-	-	-	285	1,769	4,777	-	-	-	6,831
	証明件数	-	-	-	7	35	26	-	-	-	68
令和元	総重量 (Kg)	1,287	7,772	21	3,290	1,367	8,984	-	-	-	24,838
	証明件数	10	50	1	35	21	45	-	-	-	162
令和 2	総重量 (Kg)	11,851	20,489	16	1,257	523	27,925	333	-	-	62,394
	証明件数	70	179	1	7	8	125	2	-	-	392
令和 3	総重量 (Kg)	50,876	24,271	19	584	2,313	12,037	2,948	1,607	245	94,900
	証明件数	257	174	1	7	34	79	35	1	7	595
令和 4	総重量 (Kg)	55,987	30,913	197	2,815	942	20,171	9,178	1,324	419	121,946
	証明件数	272	106	2	29	36	94	54	5	8	606
令和 5	総重量 (Kg)	43,963	28,950	1,450	469	1,267	49,071	7,005	4,224	2,164	138,973
	証明件数	245	149	19	12	33	238	58	30	46	836

食肉輸出状況（豚肉・豚副生物）

令和5年9月から県内で豚熱ワクチン接種が始まり、豚肉・副生物の輸出は停止されている。

年度		豚 肉		豚副生物		合計
		マカオ	香港	マカオ	香港	
平成 30	総重量 (Kg)	1,767	413	-	57,960	60,140
	証明件数	22	3	-	69	94
令和元	総重量 (Kg)	2,087	203	-	52,360	54,650
	証明件数	19	3	-	49	71
令和 2	総重量 (Kg)	1,089	0	800	48,000	49,889
	証明件数	10	0	4	48	62
令和 3	総重量 (Kg)	1,318	19	0	48,000	49,337
	証明件数	10	1	0	48	59
令和 4	総重量 (Kg)	681	0	0	48,000	48,681
	証明件数	5	0	0	48	53
令和 5	総重量 (Kg)	2,961	0	0	21,540	24,501
	証明件数	11	0	0	24	35

8 アメリカ合衆国向け輸出食肉認定に対する取組

「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）」では、と畜場及び食肉処理場について、施設・設備等の構造・材質基準、衛生管理基準、HACCPシステムによる衛生管理実施基準等が定められ、と畜場法及び食品衛生法よりも高い水準の衛生管理が求められており、畜産公社は、取扱要綱に従って衛生管理を行っている。

アメリカ合衆国向け輸出食肉認定施設（以下、「認定施設」という。）を管轄する食肉衛生検査所では、国に指名されたと畜検査員（指名検査員）による衛生管理の検証ならびにアメリカ合衆国の基準に基づくと畜検査への対応が求められる。

(1) 食肉衛生検査所が行う検証業務の概略

ア 衛生標準作業手順書（以下、手順書）の検証

(ア) 作業前点検

作業開始前に施設・設備及び器具等が手順書に従って適正に管理されているかを確認する。点検の結果、不備が認められた場合は、改善措置を取らせる。

(イ) 作業中点検

作業中に製品の取扱いや一般的な作業方法が衛生的か点検を行う。点検の結果、不備が認められた場合は、作業員または衛生管理責任者に伝え、改善措置を取らせる。

イ HACCP システムの検証

HACCP システムが遵守されているか検証するために、監視・記録確認で検証する。

ウ 一般的衛生管理に係る検証

施設周囲、給水設備、排水処理、照明及び換気、そ族・昆虫対策、作業員の衛生等、一般的衛生管理が適切に実施されているか監視・記録確認で検証する。

エ 人道的な獣畜の取扱い及びとさつに係る検証

生体の搬入からとさつまで、適切に水を与えているか等、獣畜が人道的に取り扱

われているか、監視・記録確認で検証する。

オ 衛生的なとさつ・解体の検証

枝肉検査員は、全頭の枝肉について、糞便、消化管内容物及び乳房内容物に汚染されていないことを目視で確認する。

カ サルモネラ検査

HACCP システムが適切に実施されている事を確認するため、枝肉のサルモネラ検査を連続 82 日間以上（去勢／未經産牛）、1 日 1 検体実施する。

キ STEC(腸管出血性大腸菌 026、045、0103、0111、0121、0145、0157)検査

施設の HACCP 計画が STEC に対して十分に対応したものであることを検証するために、部分肉の STEC 検査を実施する。

(3) 査察

ア 九州厚生局査察

毎月、取扱要綱に基づき九州厚生局による定期査察が実施されている。

イ 輸出国による査察

おおよそ 2 年に 1 回米国農務省食品安全検査局(FSIS)による査察が実施される。令和 2 年 2 月 7 日に初めての査察が実施された。

(株)大分県畜産公社が、メキシコへの輸出認定を申請するため、令和 5 年 2 月 7 日にメキシコによる査察が実施された。

(4) 指名検査員の養成研修

指名検査員のスキルアップのために各自治体等が開催する研修に積極的に参加しており、令和 5 年度は下記研修会・講習会を延べ 8 名が受講した。また、他県先進地自治体への視察を計 3 か所で実施し延べ 8 名が参加した。

ア 九州ブロック指名検査員研修会

九州厚生局の主催で、令和 5 年 12 月に開催された講習会に当所から 4 名がオンライン参加した。

イ 食肉の輸出に関する海外視察研修に係る事前オンライン研修

厚生労働省の主催で令和 5 年 12 月に開催された研修会に、当所より 3 名がオンライン参加した。

ウ 自治体職員向け HACCP 講習会

公益社団法人日本食品衛生協会の主催で令和 6 年 1 月に鹿児島県で開催された研修会に、当所より 1 名が参加した。

エ 他自治体輸出施設視察

令和 5 年 1 1 月に栃木県（2 名）、1 2 月に鹿児島県（3 名）、令和 6 年 2 月に宮崎県（3 名）への視察を実施した。

指名検査員のスキルアップのために各自治体等が開催する研修に積極的に参加しており、令和 4 年度は下記研修会・講習会を延べ 4 名が受講した。

Ⅲ 研修・調査・研究

1 職員研修等の状況

学会・大会・研修会等		場 所	出席人数
6 月	食肉衛生検査研修	埼玉県	1
10 月	EU 等向け輸出食肉の取扱要綱に基づいた動物福祉に配慮したと畜に関する研修	岐阜県	1
10 月	病理検査・免疫染色の技術習得に関する研修	富山県、山形市	1
10 月	H A C C P をより専門的に学ぶための研修(H A C C P 講習会)	福岡県	1
12 月	九州ブロック指名検査員研修会	当所(WEB)	4
1 月	食肉の輸出に関する海外視察研修に係る事前オンライン研修	当所(WEB)	3
1 月	自治体職員向け HACCP 講習会	鹿児島県	1
5 月～ 3 月	動物愛護管理業務研修	大分市	1 2

2 令和5年度における研究発表

No.	演 題	発 表 者
1	豚の退色肝における判断基準の見える化（第2報） ～マクロからミクロの世界へ～	行友 俊弥
2	と畜場の衛生管理と動物福祉に対する消費者意識醸成に向けた取組	三浦 桜子
3	Kintone を用いた衛生証明書発行の効率化および迅速化の取組	亀澤 孝佑

発表した学会等の名称

No. 1 日本獣医師会獣医学術学会

No. 2～3 獣医学術九州地区学会

IV 参考資料

1 県内のと畜場

と畜場名	区分	と畜場番号	開始年月日	処理能力/日頭		検査機関
				大動物	小動物	
(大分県食肉流通センター)	(一般)	17	(S53.4.1)	60	560	大分県食肉衛生検査所
(株)大分県畜産公社	一般		S59.4.1 (旧施設) H28.8.22 (新施設)			

【県内と畜場所在地】

(株)大分県畜産公社は、大分県豊後大野市犬飼町に所在する。



2 株式会社 大分県畜産公社の概要



- (1) 敷地面積 45,278m²
- (2) 建物 12,807m²
 本館棟（鉄骨コンクリート4階建）11,083m²
 （牛施設 5,441m² 豚施設 3,982m² 厚生施設 1,660m²）
 病畜棟 514m²
 第2事務棟 208m²
 守衛棟 36m²
 汚水処理棟 966m²
- (3) 処理能力（豚換算 800頭/日）
 と畜：（牛：60頭/日 豚：560頭/日）
 カット：（牛：40頭/日 豚：450頭/日）
- (4) 保管能力
 枝肉（牛：150頭 豚：1,120頭）
 部分肉（牛：33t 豚：27t）
- (5) 解体方式
 オンレール方式
- (6) 汚物・汚水処理
 汚水処理施設（活性汚泥方式）1,200t/日
- (7) 営業時間
 日曜・祝祭日・年未年始の休業日を除く
 平日：午前8時30分～午後5時まで
 土曜日：午前8時30分～午後3時まで
- (8) 受付時間
 牛 平日：午前6時～8時30分
 豚 平日：午前6時～11時（4月～9月）
 午前6時～11時30分（10月～3月）
 （但し、翌日とさつのものに限り、牛は前日の午後1時～午後8時まで受付、豚は前日の午後3時～午後8時まで受付、土曜日は除く。）

と畜場使用料及びとさつ解体料（単位：円/頭 消費税別 令和6年4月1日現在）

種類	区分	と畜場使用料	とさつ解体料	合計
牛	時間内	2,500	5,500	8,000
	時間外	5,000	11,000	16,000
とく	時間内	1,900	3,300	5,200
	時間外	3,800	6,600	10,400
馬	時間内	3,000	7,000	10,000
	時間外	6,000	14,000	20,000
大豚	時間内	940	1,930	2,870
	時間外	1,880	3,860	5,740
豚	時間内	810	1,140	1,950
	時間外	1,620	2,280	3,900
めん羊 山羊	時間内	1,000	2,000	3,000
	時間外	2,000	4,000	6,000

【備考】(1) 病畜棟使用の場合は、時間内と畜場使用料+とさつ解体料の50%増し（10円未満四捨五入）

(2) とさつ解体料は、内臓洗料を含む。

(3) 特殊料金、種雄牛、種雄馬のと畜場使用料+とさつ解体料は種雄牛 12,000円、種雄馬 15,000円

(4) 「とく」とは、生体 150kg 未満とする。

(5) 「大豚」とは、枝肉 93.1kg 以上とする。

3 大分県内家畜飼養戸数及び飼養頭数の推移

年 度	乳用牛		肉用牛		豚	
	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数
昭和 55	690	16,300	12,000	66,000	1,130	165,000
60	590	18,000	9,770	78,000	730	176,000
平成 2	520	19,400	7,280	68,100	420	179,200
7	420	18,900	5,400	72,100	210	145,500
12	350	16,700	3,620	64,000	130	134,000
17	279	18,400	2,580	66,100	98	144,600
22	206	15,200	1,990	65,500	81	155,700
24	182	14,900	1,730	58,400	72	154,900
25	172	14,700	1,590	52,700	69	153,600
26	156	14,100	1,450	51,300	60	145,300
27	145	13,600	1,360	48,700	58	143,000
28	143	12,900	1,340	47,900	50	136,300
29	139	12,300	1,340	47,300	50	134,700
30	126	12,600	1,210	48,900	47	137,600
令和 元	123	12,000	1,190	46,900	47	132,300
2	109	12,300	1,120	51,200	47	132,300
3	103	12,100	1,080	51,100	39	148,000
4	98	12,500	1,050	51,500	38	136,900
5	98	13,300	1,000	52,800	40	149,700

出典：大分の畜産 2023 (令和5年度版)



令和6年度 事業概要

編集・発行者

大分県食肉衛生検査所

〒879-7305

大分県豊後大野市犬飼町田原 1580-40

電話：(097)578-1011 FAX：(097)578-1012

E-mail：a13201@pref.oita.lg.jp

HP：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13201/